

現場代理人の常駐義務の緩和措置について（一部見直し）

伊勢崎市では、建設工事請負契約約款第10条第3項に規定する現場代理人の常駐の義務の緩和について、次のとおり緩和条件を定めます。

1. 現場代理人の兼務を認める要件

現に契約している工事及び新たに契約する工事が、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合、兼務を認めるものとする。

- (1)兼務する工事がいずれも伊勢崎市が発注した工事であること。
- (2)兼務する時点での請負代金額の合計が3,500万円未満（兼務する工事がいずれも建築一式工事の場合にあっては7,000万円未満）であること。
- (3)兼務する工事がいずれも設計図書等に現場代理人の兼務を認めない旨の記載がないこと。
- (4)兼務する工事がいずれも調査基準価格を下回る価格により落札し契約された工事でないこと。

2. 兼務を認める件数等

兼務を認める工事の件数は、現場代理人及び主任技術者1人につき2件までとする。ただし、主任技術者は、現場代理人と兼務がない場合に限り3件までとする。

近接工事として現場代理人及び主任技術者を兼務している複数の工事については、1件の工事とみなす。ただし、請負代金額は当該工事の合計額とする。

また、兼務する期間は、原則として契約日から完成引渡日までとする。

3. 兼務手続き

現場代理人を兼務する場合には、兼務する双方の工事に対して「現場代理人兼務届」を提出すること。

4. その他

- (1)現場代理人は、兼務したことにより安全管理の不徹底に起因する事故等がないよう、兼務した現場における安全管理により一層配慮すること。
- (2)現場代理人は、工事期間中いずれかの現場に常駐すること。

5. 適用開始日

令和4年4月1日から適用する。

令和4年3月1日

●兼務できる件数は、2件までとする。

(主任技術者は、現場代理人として従事しない場合に限り3件までとする。)

認められるケース

ケース	工事	現場代理人	主任技術者
ケース①	1,800万円の工事①	A	A
	1,600万円の工事②	A	A
ケース②	700万円の工事①	A	B
	600万円の工事②	B	A
ケース③	1,500万円の工事①	A	A
	1,800万円の工事②	B	A
ケース④	1,700万円の工事①	A	B
	1,500万円の工事②	A	B
	2,700万円の工事③	C	B
ケース⑤	2,800万円の工事①	A	B
	3,200万円の工事②	C	B
	2,800万円の工事③	D	B

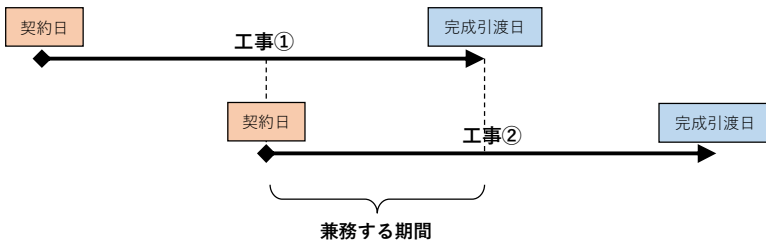
認められないケース

ケース	工事	現場代理人	主任技術者
ケース⑥	1,800万円の工事①	A	B
	1,900万円の工事②	A	B
※工事2件の合計が3,700万円のため現場代理人Aは兼務できない			
ケース⑦	1,800万円の工事①	A	B
	1,900万円の工事②	B	B
※工事2件の合計が3,700万円のためBは現場代理人になれない			
ケース⑧	1,800万円の工事①	A	B
	1,500万円の工事②	A	B
	1,900万円の工事③	B	B
※Bは3件目の現場代理人になれない			
ケース⑨	2,800万円の工事①	A	B
	2,500万円の工事②	C	B
	2,200万円の工事③	C	B
※工事②と③の合計が4,700万円のため現場代理人Cは兼務できない			
ケース⑩	1,200万円の工事①	A	A
	3,800万円の工事②	B	C
	2,900万円の工事③	A	B
※工事②の現場代理人Bは他の工事に従事できない			

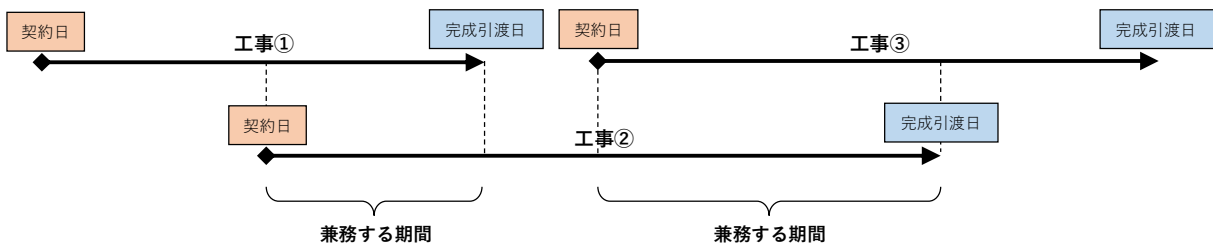
※いずれのケースも、建築一式工事以外の場合

●兼務する期間は、「契約日」から「完成引渡日」までとする。

(例1)



(例2)



※「ゼロ市債」として受注する工事においては、兼務する期間の始期を「契約日」ではなく「履行開始日」と読み替える。